



# 約 束 が あ る 食 べ も の

このマーク、ごぞんじですか？

「有機JASマーク」というマークです。

このマークがついた食品には「約束」があります。

どこかで見かけたら思い出してください。

みなさんに選んでもらうために

いくつもの「約束」を守ってつくられた

食べものがあることを。

めぐりめぐる自然のいとなみを大切にしてくられた

食べものに、このマークがついていることを。



## 「約束」

①

### 自然の力をいかしてつくります

もともと、畑や田んぼは、まわりにある自然のものや、その畑や田んぼから出るわら、近くで飼っている動物のフンを肥料にしていました。自然にあるものや生き物が作りだしたもので、野菜やお米をつくり、牛やニワトリを育てる—それが有機JASの基本です。それだけではうまくいかない場合に限って、決められた肥料や薬を使用することが許されています。加工食品の場合も、使える食品添加物が厳密に定められていて、それ以外のものは使用できません。自然によりそって、自然にあるものでつくる、ということが有機JASマークの「約束」なのです。



## 「約束」

②

### 畑から食卓まで約束をリレーします

自然の力をいかしてつくられた野菜やお米、牛肉や卵は、その自然さを生かしたまま食卓に届けたいものです。だから、ほかの普通につくられたものとまじらないよう、また、農薬などに汚染されないようにしなければなりません。お米を精米するところ、野菜を袋づめするところ、肉を切り分けるところなども、こうした「約束」を守っています。それらを材料に、みそやお茶、ヨーグルトなどといった、いろいろな加工食品をつくるところも同じです。材料も、つくり方も、「約束」を守ったものでなければ、できあがったものに有機JASマークをつけることはできないのです。



## 「約束」

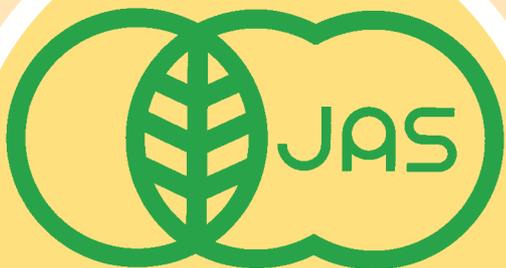
③

### 1年に1度、検査を受けています

野菜やお米などの農産物や、それらからつくられる加工食品に「有機」と表示できるのは、有機JASマークがついたものだけです。そしてまた、有機JASマークをつけることができるのは、認定を受けた農家や工場などだけです。認定を受けるためには、「約束」どおりにつくることが、それが確かめられる記録があることが必要です。それを農林水産省に登録された認定機関が検査して、それに合格して、はじめて有機JASマークが使用できるのです。そして、きちんと約束どおりにつくっていることを証明するため、1年に1度、検査を受けることもまた「約束」になっています。

### 「約束」のその先は…… みなさんで育ててください

「約束」はもちろん、みなさんのためにあります。でも、それだけではありません。わたしたちは、さまざまな生きもののおかげで生きています。その生きものたちが暮らしていける環境を守ること、これも「約束」の目的です。そしてそれは、わたしたちの食を守ることに繋がってまいります。「約束」のない食べものに比べると、値段はほんのちょっと高いかもしれません。でも、「約束」のための値段と考えると、どうでしょう？  
そして、みなさんがこのマークを選べば、「約束」がある食べものは、これからも増えていくのです。



有機JASマークは



太陽と雲雨が植物  
をはぐくむことを  
イメージしています。

#### 有機JAS制度についてのお問合せ先

農林水産省 消費・安全局表示・規格課

☎ 03-3502-8111(代)

ホームページ <http://www.maff.go.jp/soshiki/shokuhin/heyajasindex.htm>

(独)農林水産消費技術センター

本部 ☎ 048-600-2371

仙台センター ☎ 022-293-3972

名古屋センター ☎ 052-232-2028

岡山センター ☎ 086-222-7060

小樽センター ☎ 0134-33-5969

横浜センター ☎ 045-201-7436

神戸センター ☎ 078-331-7662

門司センター ☎ 093-321-2664

ホームページ <http://www.cfqlcs.go.jp>

地方農政局・規格課及び地方農政事務所表示・規格課